

改正

令和4年9月27日告示第124号

令和7年2月28日告示第42号

飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付要綱

飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付要綱（平成29年飯綱町告示第62号）の全部を改正する。

（交付の目的）

第1条 この要綱は、町内に自ら移住定住する目的で住宅をリフォームする者に対して、リフォームに要した経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、移住定住の促進と人口減少の抑制を図ることを目的とする。

2 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等は、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）住宅 飯綱町内において専ら人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するためのものであり、自己又は第11条に定める実績報告時に同一世帯に属する者が所有する住宅をいう。ただし、併用住宅にあっては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。

（2）定住 飯綱町の住民基本台帳に登録され、かつ、その生活基盤を町内に置き、前号の住宅に飯綱町の町民として7年以上居住することをいう。

（3）町内施工業者 飯綱町内に事業所を有する業者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

（1）町内に自ら移住定住するために住宅をリフォームをする者であること。

（2）町内に住所を有していない者又は第7条に定める交付申請時に町内に住所を有して1年を経過しない者（ただし、町内賃貸住宅に居住していた期間は除く。）のうち、第11条に定める実績報告時に当該補助住宅に住所を有する者であること。

（3）町外に5年以上居住している者又は町内に住所を有する前に町外に5年以上居住していた者であること。

（4）補助対象者及び同一世帯に属する者（以下「補助対象者等」という。）に飯綱町が賦課する税及び料金に滞納がないこと。

（5）補助対象者等が飯綱町暴力団排除条例（平成23年飯綱町条例第21号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 補助対象者等が過去に本要綱に基づく補助金及び飯綱町おかえりリフォーム補助金の交付を受けていない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、第8条に定める決定年度内に完了するリフォームとする。

- 2 前項に規定する期日の基準となる日は、第11条に定める補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）の提出の日とする。

- 3 契約の日から1年以上経過した事業については、補助金交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅の機能向上のために行うリフォームに係る経費で、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 居住するために必要な居室、浴室、トイレ及び台所の増設又は改修、その他これらに付属する備品類

- (2) 壁、柱、床、はり及び屋根の改修

- (3) 畳、ふすま、障子、窓ガラス及びサッシの交換

- (4) 電気（昇圧）、上下水道設備の新設又は改修、給湯器の新設又は交換

- (5) その他適当と認められる経費

- 2 次の各号に掲げる経費については、補助金交付の対象としない。

- (1) 合併浄化槽の設置、上下水道設備工事に係る受益者負担金及び加入金

- (2) 新築、家電製品及び家具調度品類の購入

- (3) 門、塀、庭園（庭木）、サンルーム、車庫、倉庫及び離れの新設又は改修、太陽光発電設備の設置、その他物品の購入等居住に直接必要のない経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は町内施工業者が施工をする場合は50万円、それ以外の場合は25万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム予定箇所の間取り平面図

- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）

- (3) リフォームの見積書

- (4) リフォーム予定箇所の写真

- (5) 建物の登記事項証明書

- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく飯綱町移住定住応援リフォーム補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更することができる。

3 町長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更した場合は、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第10条 交付決定者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により事業の中止又は廃止を承認した場合は、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第11条 交付決定者は、第8条に定める決定年度内にリフォームを完成させ定住を開始した後、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）リフォームの代金に係る領収書の写し

（2）リフォーム箇所の写真（施工前後）

（3）住民票の写し

（4）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知があったときは、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるとき

は、これを減額し、又は免除することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた者が実績報告書の提出の日（以下「実績報告日」という。）から7年未満で町外に転出又はその住宅を譲渡若しくは取り壊し等で居住しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

2 前項第2号の規定により補助金の返還を命じる金額は、実績報告日からの経過年数に応じ次のとおりとする。

(1) 1年未満のときは、補助金の全額とする。

(2) 1年以上2年未満のときは、補助金の100分の85の額とする。

(3) 2年以上3年未満のときは、補助金の100分の70の額とする。

(4) 3年以上4年未満のときは、補助金の100分の55の額とする。

(5) 4年以上5年未満のときは、補助金の100分の40の額とする。

(6) 5年以上6年未満のときは、補助金の100分の25の額とする。

(7) 6年以上7年未満のときは、補助金の100分の10の額とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

飯綱町長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

印

飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付申請書

年度飯綱町移住定住応援リフォーム補助金の交付を受けたいので、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

住 宅 の 所 在 地	飯綱町大字	番地
住宅の所有者（続柄）	（ ）	
リ フ ォ ー ム 面 積	m ² （	坪）
リ フ ォ ー ム の 内 容		
工 事 見 積 金 額 （補助対象費用分）	円	
工 事 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
添付書類 (1) リフォーム予定箇所の間取り平面図 (2) 誓約書兼同意書（様式第2号） (3) リフォームの見積書 (4) リフォーム予定箇所の写真 (5) 建物の登記事項証明書 (6) その他町長が必要と認める書類		

様式第2号（第7条関係）

誓約書 兼 同意書

私は、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の申請にあたり、当該要綱を遵守するとともに次のことについて誓約及び同意します。

- (1) 要綱第11条に基づく実績報告時から飯綱町の町民として7年以上居住することを誓約します。
- (2) 飯綱町が賦課する税及び料金に滞納はありません。また、このことについて飯綱町の各担当者に当該納付状況を確認することに同意します。
- (3) 飯綱町暴力団排除条例（平成23年飯綱町条例第21号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではありません。
- (4) 要綱第14条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 印

【参考】

（補助金の返還）

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付を受けた者が実績報告書の提出の日（以下「実績報告日」という。）から7年未満で町外に転出又はその住宅を譲渡若しくは取り壊し等で居住しなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。
- 2 前項第2号の規定により補助金の返還を命じる金額は、実績報告日からの経過年数に応じ次のとおりとする。
- (1) 1年未満のときは、補助金の全額とする。
 - (2) 1年以上2年未満のときは、補助金の100分の85の額とする。
 - (3) 2年以上3年未満のときは、補助金の100分の70の額とする。
 - (4) 3年以上4年未満のときは、補助金の100分の55の額とする。
 - (5) 4年以上5年未満のときは、補助金の100分の40の額とする。
 - (6) 5年以上6年未満のときは、補助金の100分の25の額とする。
 - (7) 6年以上7年未満のときは、補助金の100分の10の額とする。

様

飯綱町長

飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました飯綱町移住定住応援リフォーム補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

飯綱町長 様

交付決定者
住 所
氏 名
電話番号

㊟

飯綱町移住定住応援リフォーム補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯綱町移住定住応援リフォーム補助金について、下記のとおり事業を変更したいので、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

変更項目	変更前	変更後
変更理由		

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

飯綱町長 様

交付決定者

住 所

氏 名

電話番号

⑩

飯綱町移住定住応援リフォーム補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯綱町移住定住応援リフォーム補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）理由

様式第7号（第10条関係）

番号
年 月 日

様

飯綱町長

飯綱町移住定住応援リフォーム補助金事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のありました飯綱町移住定住応援リフォーム補助金の事業中止（廃止）について、承認することに決定したので通知します。

年 月 日

飯綱町長 様

交付決定者

住 所

氏 名

電話番号

㊟

飯綱町移住定住応援リフォーム補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯綱町移住定住応援リフォーム補助金について、工事が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 リフォームの代金に係る領収書の写し
- 2 リフォーム箇所の写真（施工前後）
- 3 住民票の写し
- 4 その他町長が必要と認める書類

様

飯綱町長

飯綱町移住定住応援リフォーム補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました飯綱町移住定住応援リフォーム補助金
について、下記のとおり補助金交付額が確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

年 月 日

飯綱町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

飯綱町移住定住応援リフォーム補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により確定通知のあった飯綱町移住定住応援
リフォーム補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 補助金振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義人			